

三 公営住宅について改良を施したとき。

第十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 事業主体は、前項の規定により前条第一項又は第二項に規定する限度をこえて家賃を定め又は変更しようとするときは、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聞かなければならない。

3 事業主体は、第一項の規定による建設大臣の承認を求めようとするときは、公聴会における意見の要旨を記載した書面を添附しなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

(家賃等の徴収猶予)

第十三条の二 事業主体は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、家賃又は敷金の徴収を猶予することができる。

第十五条中「公営住宅の家賃の壁、柱、床、はり、屋根及び階段を修繕する義務を免れることができる」とを「公営住宅の家賃の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに家賃の内部の給水施設、排水施設、電気施設その他省令で定める附帯施設について修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕しなければならない」とに改める。

第二十四条第一項中「その入居者又は入居者の組織する団体」を「入居者、入居者の組織する団体又は営利を目的としない法人」に、同条第二

項中「公営住宅の建設又は共同施設の建設の費用を公営住宅又は共同施設の建設、修繕又は改良に要する費用」に、同条第三項中「災害に因り」を「災害その他の事由に因り」に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(事業主体の変更)

第二十四条の二 事業主体は、その管理に係る公営住宅又は共同施設を引き継いで管理することが不適当と認められる事情がある場合において、建設大臣の承認を得て、これを公営住宅又は共同施設として他の地方公共団体に譲渡することができる。

2 前項の規定により、市町村が建設大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を經由してしなければならない。

第三十条に次の一号を加える。

六 第二十四条の二第一項の規定による譲渡の承認

附則

この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日をこえない期間内において、政令で定める。

○田中参議院議員 たいだいま議題となりました公営住宅法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

公営住宅法は、昨年七月施行されました。爾来約一年間、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与して参つたのでありますが、この間における法施行の状況にかんがみまして、この際二、三の点につき改正を施すことが、法律

の運用をさらに円滑かつ実地的ならしめるために必要であると考え、この法律案を提出した次第であります。以下順次改正点につき説明いたします。

改正の第一点は、公営住宅及び共同施設の建設の目標として、その主要構造部を耐火構造にするように努めなければならないことを明らかにしたことであり、住宅、特に公営住宅の建設につきましては、実情に応じて弾力性ある方策をとる必要があることは十分首肯されますが、それにもかかわらず、わが国における住宅建設の指導的役割を演ずべき公営住宅の建設におきまして、不燃住宅尊重の基本的方針を宣明しておくことが国家百年の大計を樹立するという観点からぜひとも必要であると考えるのであります。このことは、建築技術の進歩、建設方式の改善等によりまして、単なる理想としてではなく、現実の問題として十分考慮され得るものとなりつつあると確信いたしますと同時に、この大原則を掲げておくことが逆に建築技術の進歩、建設方式の改善等を促進することにもなるものと考えるのであります。

改正の第二点は、家賃に関連するものであります。その一は、法第十二条による限度を越えて家賃を定めた又は変更し得る場合として、公営住宅に改良を施したときを第十三条第一項に追加したことであり、その二は、第十二条による限度を越えての家賃の設定、変更の場合には、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験者の意見を聞くこととして、適正な家賃の存続ないしは実現をはかつたこととあります。その三は、疾病、失業等の特別の

事情のある場合における家賃または敷金の徴収猶予の規定を設けまして、実際の必要に応ずることとしたこととであります。

改正の第三点は、事業主体の修繕義務の対象を広げまして、家賃の基礎、土台、家賃内部の附帯施設をもこれに含ませることとし、またその修繕の実施は、修繕事由の発生後遅滞なくしなければならないこととしたこととしまして、法制定の趣旨の実現をさらに十分にしようとしたこととあります。

改正の第四点は、第二十四条に関連いたしまして、公営住宅の譲渡、譲渡対価の用途、用途廃止事由等の範囲を拡張しようとするものであります。これは主として既往の実績に徴しまして、さらに円滑なる法の施行に備えようとするものであります。

以上改正法律案の概要を説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○松本委員長 本案に対する質疑は次会に譲ります。

○松本委員長 次に、閉会中の審査に關する件についてお諮りをいたします。当建設委員会といたしましては、国土計画、地方計画、都市計画、住宅建築、道路、河川、調査庁の業務並びに運営に關する件につきまして、閉会中もなお審査をいたしたいと存じますので、この旨を議長に対し申入れをいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○松本委員長 御異議なきと認め、さよう決定いたします。

○松本委員長 御異議なきと認め、さよう決定いたします。

○松本委員長 御異議なきと認め、さよう決定いたします。

なお、本書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○松本委員長 御異議なきと認め、さよう決定いたします。

○松本委員長 御異議なきと認め、さよう決定いたします。

○松本委員長 御異議なきと認め、さよう決定いたします。

○松本委員長 御異議なきと認め、さよう決定いたします。

○松本委員長 御異議なきと認め、さよう決定いたします。

頁	段	行
一	二	七
四	より	削るべきの誤
十三	回	国会衆議院建設委員会議
第四十一	号	中正誤
六	一	三
敷地以外		敷地外
正		